

運営規程

(事業の目的)

第1条

要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者」という）に対し、適切な訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリ」という）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 1 訪問リハビリの従事者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅、または生活圏において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他の必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図るとともに、自立した生活の支援を行う。
- 2 訪問リハビリの実施にあたっては、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条

訪問リハビリを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称：医療法人社団 三秀会 羽村三慶病院
- (2) 所在地：東京都羽村市羽4207番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条

訪問リハビリに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、指定訪問リハビリ等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握とその他の管理を一元的に行う。

(2) 従業者の職種及び員数

- | | |
|-------|-----------|
| 医師 | 1名 |
| 理学療法士 | 常勤7名、 |
| 作業療法士 | 常勤2名 |
| 言語聴覚士 | 常勤1名、兼務1名 |

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画にもとづき、利用者の心身機能の維持回復、社会参加および社会復帰を図るため、必要なりハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条

訪問リハビリの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日：毎週月曜日～土曜日 但し、祝日、12月30日～1月3日までを除く。

(但し、事業所のやむをえない都合等により提供が困難な場合は曜日を限定して提供することがある)

(2)営業時間：午前9時00分～午後5時30分

(但し、事業所のやむをえない都合等により時間内の提供が困難な場合は時間を超えて提供することがある)

(訪問リハビリのサービスの内容)

第6条

1 訪問リハビリは、計画的な医学管理を行っている医師の指示にもとづき、居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適用能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。

(通常の事業の実施範囲)

第7条

通常の訪問区域の範囲については、羽村市、瑞穂町、福生市、青梅市の一部(末広町、新町、今井、藤橋、今寺、谷野、木野下、大門、河辺町、野上町、師岡町、東青梅、友田町、西分町)、武蔵村山市の一部(中原、残堀、)、あきる野市の一部(草花、原小宮、平沢、二宮、雨間、野辺、菅生、)の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条

1 訪問リハビリを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリが法定代理受領サービスである場合は、その1割、2割又は3割の額とする。厚生労働大臣が定める基準とは以下の通り。

- (1) 訪問リハビリテーション20分(1回)：3080円
介護予防訪問リハビリテーション20分(1回)：2980円
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅰ(1回につき)：60円
- (3) 短期集中リハビリテーション加算(1日につき)：2000円
※退院・退所又は認定日から起算して3ヶ月以内の要介護者・要支援者
- (4) 移行支援加算(1日につき)：170円
※要介護者のみ
- (5) リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ(1月につき)：2130円
医師による説明(1月につき)：2700円
※要介護者のみ
- (6) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(1日につき)：2400円
※退院・退所又は認定日から起算して3ヶ月以内の要介護・要支援者
- (7) 退院時共同指導加算(初回のみ)：6000円
- (8) 12ヶ月超減算(1回)：-50単位
※要支援者のみ

2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリに要した交通費については、その実費を徴収する場合がある。

- (1) 通常の事業実施区域を越えて10キロ以内 150円加算
- (2) (1)より5キロ増すごとに 100円加算

3 交通費の徴収の際には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

4 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明を行い、同意を得たもの限り徴収する。

- 5 その他利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額又は免除することができる。
- 6 サービス利用の中止に伴い発生する料金（キャンセル料）は、原則、サービス提供の 24 時間前までに利用者が事業者に対して、通知をすることにより、その料金の負担をすることなくサービス利用の中止をすることができる。前記の手続きを踏まずキャンセル料金を支払う場合は、サービス提供の 24 時間前から 2 時間前までの通知により実施予定されていたサービスの料金のうち自己負担額の 50%、サービス提供前の 2 時間以内の通知により実施予定されていたサービスの料金のうち自己負担額の全額を支払う。なお当日の体調不良等 24 時間前の連絡が困難な事情がある場合は、この限りではない。

（秘密保持等）

第 9 条

- 1 個人情報保護法を遵守し、医療法人社団 三秀会 羽村三慶病院の個人情報保護規定に従い、個人情報を取り扱う。
- 2 訪問リハビリ従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らさない。
- 3 事業者はその従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密をもらすことがないように必要な措置を講ずる。
- 4 事業者は、利用者に医療上の必要がある場合には、他の医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。
- 5 第 3 項に拘らず、利用者にかかわる他の居宅介護支援事業者等との連携をはかる等、正当な理由がある場合には、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとする。
- 6 利用者又は利用者家族の個人情報を用いることに関しては、利用者および利用者家族から同意を得ていることを原則とする。

（記録の整備）

第 10 条

- 1 設備、備品、従業員及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する訪問リハビリの提供に関する記録（日々の記録、評価結果、サービス提供票、診療情報提供書等）を整備し、2 年保存する。

（苦情処理）

第 11 条

- 1 提供したサービスに係る利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じる。
- 2 苦情の窓口である 3 箇所について（当事業所・各市町村の該当各課・国保連）、契約時に重要事項説明書にて利用者へ説明する。
- 3 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。
- 4 提供したサービスに関し、利用者からの苦情に関して「都道府県等」が行う調査に協力するとともに、「都道府県等」から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（緊急時における対応方法）

第 12 条

- 1 従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医・当該利用者の家族・居宅介護支援事業者等への連絡を行う等必要な措置を講じる。
- 2 救急搬送が必要な場合は、速やかに救急通報を行い、可能な範囲で救急隊員に協力する。従業者は原則、救急車への同乗はしない。その際に必要があれば緊急連絡先を救急隊員に伝える。

(事故発生時の対応)

第13条

- 1 利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに主治医・当該利用者の家族・居宅介護支援事業者等に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じる。その後の対応は、緊急時における対応方法に準ずる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(損害賠償)

第14条

- 1 事業者は、訪問リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、サービスの提供にともなう、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、加入している損害賠償保険会社の調査に基づき、利用者に対してその損害を賠償する。
- 3 事業者は、利用者又は利用者のご家族が、事業者に対し、故意または過失によって生命、身体に損害を及ぼした場合は、利用者又は利用者のご家族に損害の賠償を求めることができる。

(虐待防止に関する事項)

第15条

- 1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。
 - 1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条

- 1 社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- 2 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は重要事項説明書に基づくものとする。

附則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

平成26年1月30日 一部改正

平成27年7月10日 一部改正

平成28年5月28日 一部改正

令和元年6月7日 一部改正

令和元年11月1日 一部改正

令和2年4月1日 一部改正
令和3年4月1日 一部改正
令和6年4月1日 一部改正
令和6年6月1日 一部改正
令和7年6月1日 一部改正
令和8年3月1日 一部改正